

柴田町男女共同参画推進審議会
辞令交付式及び第1回柴田町男女共同参画推進審議会 議事概要

【日 時】

平成24年8月28日（火） 午後3時～5時15分

【場 所】

柴田町役場 3階 大会議室

【出席者】

柴田町男女共同参画審議会委員 10名（別紙名簿のとおり）

柴田町長

事務局（柴田町まちづくり政策課） 3名

【資 料】

- ・柴田町男女共同参画推進審議会名簿
- ・柴田町男女共同参画推進審議会条例
- ・柴田町男女共同参画推進条例
- ・柴田町男女共同参画推進条例PR用リーフレット
- ・第3次しばた男女共同参画プラン
- ・第3次しばた男女共同参画プラン概要版
- ・第3次しばた男女共同参画プランに基づく平成23年度事業実績書
- ・第3次しばた男女共同参画プランに基づく平成24年度事業計画書

【内 容】

進行：事務局

◆辞令交付式

町長から各委員に依嘱状を交付しました。

◆第1回柴田町男女共同参画推進審議会

1. 町長あいさつ

本日は、お忙しい中、柴田町男女共同参画推進審議会にご出席いただき感謝申し上げます。

柴田町男女共同参画推進条例（以下「条例」とします。）は今年4月から施行しております。この条例は、住民により自主的に組織された「柴田町男女共同参画推進条例を考える会」が約2年間にわたり、40回以上の会議を重ねて作成した原案をもとに作成しました。

これまで、男女共同参画社会の実現に向けて、住民による自主的な活動団体である「輝くしばた男女共同ネットワーク」に尽力していただきましたが、世代交代の必要性が生じ、条例の完成をもって解散されたことから、次を担う若い世代の育成が求められています。

この条例の第21条に、男女共同参画推進審議会（以下「審議会」とします。）の設置が定められています。

条例や男女共同参画プラン（以下「プラン」とします。）を作っただけでは男女共同参画は進みません。審議会委員の皆さまには、それぞれの経験や知識による

様々な視点から、より男女共同参画が推進できるよう御意見をいただきたいと思っております。

男女共同参画には、家庭、地域、学校、職場、政治の場など様々な分野があります。家庭においては、徐々に男性が家事に携わる機会が増えてきていますが、子育てや介護の面ではまだ女性に負担が多くかかっています。一方、地域社会では、少しずつ変化が出てきており、女性の区長も誕生しています。PTAなどもかつては男性が会長になることが多くありましたが、最近は女性の会長も増えてきています。しかし、まだ職場においては男女共同参画は浸透していないのではないかと思います。各企業においては努力されていると思いますが、賃金や人材育成の面で格差が生じているという意見もございます。

柴田町では、町議会議員のうち、6人が女性で、全体の約3分の1を占めています。これは誇れることだと思っております。

このように、柴田町の男女共同参画は、一部では進んでいますが、一部ではまだ進んでいない現状があります。条例及びプランができたことにより、柴田町は次のステージに向かっていきます。審議会の皆さんがそのカギを握っております。新しい男女共同参画が実現できるよう皆様のご協力をお願いしてあいさつとさせていただきます。

2. 委員の紹介（自己紹介）

各委員から、氏名、所属、男女共同参画推進についての考えなどについて述べていただきました。

3. 会長及び副会長の互選

以下のとおり決定しました。

会長・・・作山 美智子氏

副会長・・・柴田 民雄氏

4. 議題

議長：作山会長

(1) 審議会の進め方及び資料の説明について

○事務局から以下のとおり説明しました。なお、配布した資料について、審議会に関する箇所を中心に概要を説明しました。

- ・審議会は公開とします。
- ・審議会の議題は、第3次しばた男女共同参画プラン（以下「第3次プラン」とします。）に基づく事業計画及び事業実績の内容について意見をいただくものとします。町が実施する男女共同参画推進事業が、条例及び第3次プランに沿って実施されているかを、第3者の目線でチェックしていただきます。審議会の意見は各事業の所管課において検討し、その検討結果を次回の審議会にて報告します。
- ・第3次男女共同参画プランの変更が必要になった場合、また、第3次プランの期間が終了し（平成28年3月まで）、第4次プランの作成が必要になった際に審議会に諮ります。

(2) 第3次しばた男女共同参画プランに基づく平成23年度事業実績書及び平成24年度事業計画書について

○各委員から以下のとおり意見をいただきました。

〔平成24年度事業計画書について〕

- ・ 2ページ「施策の大綱(3)」には「障がいのある人」という表記がありますが、3ページ個別施策の内容には「障害のある方」という表記があります。ひらがなの表記が望ましいと思いますが、どちらかに統一したほうが良いと思います。
- ・ 2ページ「施策の大綱(3) 高齢者や障害のある人が安心して暮らせる環境づくり」の中で、高齢者の支援は主に民生委員が担っているようですが、新聞配達員などが声がけをするなど、地域で見守っていくしくみづくりも必要だと思いました。
- ・ 3ページ及び4ページの施策の大綱に「男女平等参画の推進」という表現があるが、「平等」よりも「共同」のほうが良いと思います。
- ・ 3ページ他まちづくり政策課の事業においても、「ホームページによる情報提供」とありますが、高齢者や子どもが町のホームページを目にする機会は少ないと思います。
- ・ 4ページ「施策の大綱(2) 地域における男女平等参画の促進」において、「ボランティア活動への支援」という施策がありますが、どのようなボランティア活動の支援を行うのか、具体的な例を示していただくといいかなと思いました。
- ・ 全体的に「促進します」などの表現が多く、具体的な事業内容が分かりません。例えば、4ページ「コミュニティ組織の育成」の中で、「町内42行政区の町内会活動等に女性の参画を促進します」とありますが、どのような方法で促進するのか、具体的な事業があるかと思いますが、それを示していただくと分かりやすいと思います。
- ・ 6ページ以降商工観光課の事業は全て「リーフレットの備え付け、ポスターの掲示」という静的な事業ばかりです。商工観光課の予算は3億円以上あるので、もっと動的な事業をお願いできないのかと思いました。
- ・ 6ページ以降「雇用の場における男女共同参画の推進」ですが、各事業所等において、朝礼などの場で男女共同参画推進の話題提供をしていただくような働きかけができればいいと思いました。
- ・ 6ページ「健康相談の充実」とありますが、現代はメンタル面での病気が多いので、更にメンタル面の相談の充実を図っていただきたいと思います。
- ・ 7ページ個別施策で「労働時間の短縮等就業条件の普及啓発」は非常に重要な施策だと思います。実際にどのような働きかけを企業にするのか、商工観光課に直接ヒアリングを行う必要があると思います。
- ・ 10ページ以降「防災復興分野での男女共同参画の推進」において、「女性の」と女性ばかりをクローズアップした表現が気になりました。
- ・ 11ページ「施策の大綱(3) 地域における防災意識の向上、自主防災組織及び女性リーダーの育成」において、「女性リーダーの育成を図って

きます」とありますが、地域では依然男性がリーダーとなる傾向が強い中、どのように女性リーダーを育成していくかを具体的に煮詰めていく必要があると思います。

防災分野における地域の女性リーダーを育成する研修、婦人防火クラブの活用などを検討していただきたいと思います。

- ・13ページ「女性の管理職等への登用に努めます」とありますが、企業においても女性の管理職への登用は重要な課題なので、どのような方策があるのか具体的にお示しいただきたいと思いました。

〔平成23年度事業実績書について〕

- ・平成23年度事業実績書がどう評価されているのかが見えず、平成24年度の計画にどう繋がっていくのかが分かりません。例えば、事業実績書の中で、保育所において28人の0歳児の受け入れをしたとありますが、これが多いのか少ないのか、狙いは何なのか見えてきません。各事業の評価を各所管課でどう考えているのかを示していただく必要があると思います。
- ・男女共同参画に関する事業は、評価を簡単に数値化で判断できない側面を持っています。評価をするには、2、3年もしくはそれ以上の年数が必要な場合も多く、単年度の事業を数値化し評価することは難しい面もあると思います。

〔男女共同参画推進事業全体について〕

- ・「よくわかる町の仕事と予算」と照らし合わせて、男女共同参画事業を一番多く実施している課が、健康推進課だったことに違和感を感じました。まちづくり政策課は事業を多く実施しているものの、518番目の事業項目であり、予算は5万円だけでした。この予算で十分な男女共同参画事業が実施できるのか疑問です。
- ・これが、柴田町の男女共同参画事業であるという代表的な事業を1つでも実施し、他市町村へ「男女共同参画都市宣言」をした町だというPRができるといいと思います。
- ・男女共同参画を推進する上で、女性の数を単純に増やすということではなく、各個人の能力で判断することが重要だと思います。
- ・これまで「輝くしばた男女共同ネットワーク」が毎年フォーラムを実施するなど、男女共同参加推進を担ってきましたが、解散してしまったため、次を担う若い世代の育成が必要だと思います。
- ・男女共同参画推進条例が施行されましたが、まだ町に浸透しているとは言えない状況だと思います。ポスターなどで、さらに啓発活動を強化する必要があると思います。
- ・男女共同参画事業が、女性にのみクローズアップされて実施されることに違和感を感じます。
- ・防災分野において、婦人防火クラブは重要だと思いますが、高齢化が進んでいることが課題だと思います。若い世代を入れるためにも、小中学校生

徒の父兄が防災活動に参加しやすいしくみがあればいいと思います。

- ・ボランティア講座などを実施すると、参加者のほとんどが女性です。男女共同参画推進というと、女性を対象に考えがちですが、男性の参加を増やすということも考えていく必要があると思います。
- ・昔に比べ、家庭における男女共同は進んでいると思います。若い世代にとって、家事や育児を男性がすることは当たり前になってきていると思います。
- ・男女共同参画推進は、家庭、職場、地域などと分野が多岐に渡っている上、年代によって意識も違うため、条例ができたから、事業を推進しましょうとは一概にいかないと思います。

男女共同を推進するとは何かと言えば、男女共同という意識をいかに浸透させるかだと思います。よって、各課が実施する事業の中で、啓発事業が多くなり、各課ができる精一杯の男女共同参画事業が、この計画書と事業実績書に記載されているのではないかとも思います。

〔審議会の進め方について〕

- ・町が実施する男女共同参画事業は多岐に渡っています。審議会として、力を入れてほしい事業または所管課に特化して審議していくほうが進めやすいのではないかと思います。男女共同参画推進条例ができたからといって、事業内容を変える必要はなく、現在実施されている事業の半分以上は現状のままでもいいのではないかと思います。

事業計画書の内容を具体的に示してほしいという意見もありましたが、全部の事業について、具体的な事業内容を記入すれば、膨大な量となり、審議が難しくなるのではないかと思います。

- ・審議会の開催は年2回ということですが、2回では何もできません。審議会の委員が何回か顔を合わせ、何ができるかを話し合う時間が必要だと思います。話し合うことで、問題意識が芽生え、疑問を解消するための調査を実施しようということになると思います。

審議会で男女共同参画を推進するために何ができるかを具体的に話し合う必要があると思います。

- ・既に第3次プランが作成されていて、男女共同参画を推進するために何が必要かはこのプランに集約されていると思います。私たち審議会委員の役割は、年に2回の開催の中で、町が実施した事業に何が足りなかったのかを事業実績書と事業計画書で照らし合わせて検討することだと思います。評価ができないというのであれば、事業の達成度が何%だったのかを事業実績書に付け加えるという方法はどうでしょうか。
- ・審議会の役割は、「調査審議すること」であるので、審議会委員で各課の事業について調査するのはどうでしょうか。
- ・審議会は報酬が伴うので、開催回数を大幅に増やすことは難しいと思います。無報酬の町民会議のようなものを審議会の他に設置し、そこで話し合いを持っていくというのはどうでしょうか。そのほうが広く男女共同参画を浸透させる効果を生むと思います。

- ・第3次プランのパブリックコメントは0件だったように、町民の男女共同参画への関心は低いと思います。新たに会議を設置しても、どの程度の効果があるのか疑問です。
- ・各委員がこの事業について深く審議したいというものを選び、それを事前に提出し、事務局と会長が選んだものを次回に審議するという方法はどうか。その際、事前に意見シートを提出する方法をとると、意見が集約しやすいと思います。

〔結論・まとめ〕

各委員の意見を集約し、下記のとおり決定しました。

○今後の審議会の進め方について

- ・全ての事業について審議することは難しいため、まちづくり政策課が実施する事業に絞って協議することとします。今年度まちづくり政策課が重点を置いて実施する事業は、女性リーダーの育成です。既に女性を対象とした講座を実施する計画があり、内容、日時が決定しています。(10月～11月の間で3回)
講座終了後、どのような形で女性リーダー育成に結び付けていくべきか、その具体的な方策について、受講者を対象としたアンケート結果を基に審議いただきます。
- ・2回の審議会開催で不十分な場合は、年度内に第3回目の審議会を開催します。

○平成23年度事業実績書及び平成24年度事業計画書について

- ・各委員からいただいた意見に対する所管課の回答について、次回の審議会において報告します。
- ・各事業の評価をするためには、第3次プランの個別施策に評価基準を設けるべきですが、プラン策定委員会で協議した際、男女共同参画は各個人の意識が重要となるため、評価を数値化することは難しいという結論に至り、設けていません。その代わりに、第3次プランの期間が終了する際に、町民を対象にアンケート調査を実施し、第3次プランに設けている「目標値一覧」により、町民の意識がどのように変化したかを評価します。

5. その他

第2回審議会の開催について

平成24年12月開催予定。詳細な日時は、事務局と会長で調整し、審議資料とともに、各委員に通知します。